

## オーストラリア向けかき生果実の輸出植物検疫条件(概要)

オーストラリア向けに日本産かきを輸出する場合には、カキノヘタムシガに対する措置（登録生産園地における発生調査及び栽培地検査又は臭化メチルくん蒸）、登録選果こん包施設での選果・こん包の実施とともに輸出検査を受けなければならない。

### 1 対象植物

かき生果実

### 2 主な検疫対象病害虫

カキノヘタムシガ及びコナカイガラムシ類

### 3 主な検疫条件

#### (1) カキノヘタムシガに対する措置

##### ① 臭化メチルくん蒸処理によらない場合

###### ア 生産園地の登録

植物防疫官が生産園地を登録する。

###### イ 発生調査及び栽培地検査

登録生産園地において、植物防疫官又は検査補助員によるカキノヘタムシガの発生調査結果に基づき、生産者がカキノヘタムシガに対する防除措置を実施し、その記録を保管する。収穫前に植物防疫官等による栽培地検査を実施し、カキノヘタムシガに対する防除が適切に実施されていること及びカキノヘタムシガの発生の有無を確認する。

##### ② 臭化メチルくん蒸処理の場合

(2) の選果・こん包の実施後、登録くん蒸倉庫において、臭化メチルくん蒸を実施する。

#### (2) 登録選果こん包施設における選果・こん包の実施

登録選果こん包施設において、コナカイガラムシ類の除去、選果及びこん包を行う。また、こん包には選果こん包施設の情報等を表示する。

#### (3) 輸出検査の実施

植物防疫官による輸出検査で病害虫の付着がないことを確認した場合は、植物検疫証明書が発給される。

オーストラリア向けかきの輸出フローチャート

